

第2回自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会 議事録

平成20年7月8日（火） 16：00～17：30

【事務局】 それでは、ただいまから第2回自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、毎回大変お忙しい中、ご出席賜りまして誠にありがとうございます。また、今回につきましては、夕方4時という遅い時刻からの委員会開催となりまして、あわせてご了承いただければと思います。

なお、大変お暑うございますので、クールビズの取組といたしまして、事務局も軽装で失礼させていただいております。ご出席の皆様におかれましても、適宜、上着等はお脱ぎいただきますようよろしくお願いいたします。

本日の研究会は、自立促進援助金制度の見直し、事務局試案についてご審議をいただくこととなっております。

それでは、研究会の進行は新川委員長にお願いしたいと思います。新川委員長、よろしくお願いいたします。

【新川】 それでは、早速でございますけれども、進行のほうを務めさせていただきたいというふうに思います。議事に入らせていただきます。

まず、今日は第2回目の自立促進援助金制度の見直しに係る法的課題整理等研究会でございますので、前回、第3回の総点検委員会に私どもの第1回の研究会の結果をご報告させていただきました。不十分なところもございますけれども、前回の総点検委員会で一定ご議論をいただきました。それを少し最初におさらいをさせていただきまして、その上で総点検委員会のほうからご指示をいただきました具体的な対応策の検討というところに進めさせていただきたいというふうに思います。

第3回の総点検委員会では、この援助金制度の経緯につきまして事務局からご説明をいただきますとともに、3つの検討課題ということについて、この研究会での検討の報告、そして、それにつきましての総点検委員会としてのご議論をいただいたところでございました。

1つ目の検討課題でございました、京都市と同和奨学金貸与者との間にいわゆる債権債務関係というのがあるかどうかということ、そして、あるということに

なれば、京都市が奨学金を貸しておられる方々に対して返還請求権があるかということにつきましては、基本的には「ある」ということで確認をさせていただきました。奨学金制度と、それから自立促進援助金制度というのを一体の運用ということで実質給付と説明してきたという当時の京都市の状況というのがございます。しかし、法的にはこの奨学金の貸与制度、奨学金貸付の制度と、そして補助金を支給する援助金制度というのはあくまでも別物というのが、別々の制度であるということは明らかでございまして、援助金については、やはりあくまでも援助の必要に応じて補助金として支給をするものという位置付けをせざるを得ないということでございます。

したがって、奨学金が貸付制度である以上、貸した側となる市に原則として債権があり、そして返還の請求権があるという法形式上の理解になろうかというふうに思いますし、およそこれについてはご了解をいただいたのではないかとこのように思っております。

ただし、既に一連の事情のご説明、それから裁判の中でも議論がございましたとおり、違法というふうに判断をされたのは、市が一律に援助金を支給したという点について、その市のご決定、市の決裁ということについて違法と判断をされたということでありまして、個々の奨学金の貸付を受けた方との関係について裁判所が判断をされたということではございません。

したがって、実質、この貸付を受け、そして自立促進援助金を給付されてきた方々については、この貸付と給付が一体でという説明を信じて奨学金を受けてこられたという事情がございました。その点では、この貸付を受け、そして援助金を受けてきた方々については、当然のことではありますが、信頼をしてこれを受けられてきたということについての一定の保護をしていく必要、その信頼関係について保護をしていく必要があるということについては、ご意見を賜ったところでございました。

2つ目の大きな検討課題は、返還請求をするといいたしましても、その所得の判定について、これを実施する対象者の範囲を拡大することができるかどうかということでございました。所得判定の対象者の範囲につきましては、当然、裁判の経緯、違法と判定をされたこともございまして、拡大をする方向で検討すべきであるということでご意見を賜ったかと思っております。

3つ目の検討課題でございました所得判定基準を現行基準より厳しい基準に改めるという点につきましては、現行より厳しくするという点につきまして、むしろ現実、実態を踏まえて議論をしていくべきである。実際に所得判定基準を現行基準より厳しくすることの意味合い、現実の影響、そのあたりをきちんと踏まえて議論していくべきであるというご意見をいただいたところでもありました。

なお、この3つの課題の議論に加えまして、自立促進援助金の支給や、あるいは対象の方々の状況について、きちんとした客観的なデータが必要であり、それに基づいて議論をしていくということが必要だということのご指摘が1点。それから、もう1点といたしまして、事務局から、京都市として、それではどういう見直しの心づもりがあるのか、素案を提示せよというご意見をいただいたところでもございました。

第3回の総点検委員会につきましては、大体以上のようなご議論をいただいたのではないかとこのように思っております。もし何か言い漏らした点、あるいは誤解をしているようなところがあれば、委員の方々あるいは事務局のほうからいただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「結構です」)

それでは、今日はこれまでの議論を踏まえながら、次回の総点検委員会に向けて具体的な自立促進援助金の支給、あるいは対象の方々の状況、これらを踏まえながら見直しの考え方、特に前回、総点検委員会で意見をいただきましたような市の素案について、事務局からご説明があらうかというふうに思っておりますので、それらのご説明をいただいた後、具体的に当研究会としての議論に入りたいというふうに考えてございます。

本日もいろいろ資料を用意していただいておりますようでございますので、それに基づいて進めさせていただければというふうに思います。まずは、事務局のほうから、今日いただいております資料等につきましてご説明をお願いしたいと思います。その後、議論に入らせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、失礼させていただきます、事務局のほうからご説明をさせていただきます。着席のまま失礼させていただきます。

本日、お手元のほうに、自立促進援助金制度の見直しに係る参考資料というA

4 横綴じの資料と、自立促進援助金制度の見直し素案という 1 枚ものの資料の 2 種類をご用意させていただいております。まず、初めに横長のほうの資料を使いまして、自立促進援助金制度のデータ等についてご説明させていただきまして、その後、引き続き、現時点で考えられる見直しの素案についてご説明させていただきたいと思います。

それでは、横長の資料ですけれども、まず教育の状況についてでございます。1 ページ目ですが、こちらには中学校卒業生の進路決定の状況の推移を掲げてございます。上のほうの表と下のほうの表の違いでございますけれども、上のほうはいわゆる法期限までの間でございます。これまでの間は、データとして、旧同和地区の生徒と全市を比較したデータがございます。この部分につきましては、これまでにもご説明させていただいているとおりでございます。

下のほうは、いわゆる特別施策終結後でございます。旧同和地区生徒のみを対象とした集計を行っておりませんので、今回、それに類似するデータとして、いわゆる地区外生徒を含む旧同和関係校卒業生全体の進学率を算出したものでございます。同和地区生徒と旧同和関係校の生徒数ということでは母数がかかなり違っておりますので、そのことについては考慮する必要があると考えておりますけれども、このデータだけを見ますと、進学率そのものについてはほとんど差が見受けられないというふうに言うことができると思います。

一方で、全日制の私立の進学率を見ますと、若干、旧同和関係校のほうが比率が高いというような状況になってございます。

次に、次のページですけれども、2 ページ目でございます。

同和奨学金及び自立促進援助金制度の概要に関してですが、同和奨学金の貸与者、現行制度でいいますと自立促進援助金の支給対象者の人数でございますけれども、奨学金の返還がいまだ終了していない方々の人数、概数でございますが、表の一番右下ですけれども、全体で 3,600 人ございます。高校、大学、国制度を使っている方、市の制度を使っている方の内訳ごとに、それぞれ示しておりますけれども、高校のみ受給されている方、あるいは大学のみ受給されている方、高校・大学ともに受給されている方というパターンがございます。そうしたところから実人員を出すと、3,600 人ほどがおられるということでございます。

次に、3 ページでございます。

同和奨学金の貸与者数の推移でございます。昭和５８年度から段階的に貸与制に切りかえておりまして、その関係で、左端のほうには一部、旧の給付制の貸与者数を含んでございます。平成元年ごろからは、ずっと７００名前後で推移をしいているところでございます。返還時に新たに所得判定を導入することといました平成１６年度以降につきましては、利用者が減っている状況でございます。

次に、４ページでございます。

自立促進援助金の年度別支給額の推移でございます。現在、平成１９年度以降につきましては、点線の枠で囲っているところでございますが、執行しておりません。今後の分につきましては、仮にすべての対象者に自立促進援助金制度を従来どおり支給した場合、いわゆるマックスでございますけれども、平成１９年度以降、先ほどの約３，６００人の方々に対しまして、４０億７，０００万円の支出が見込まれるという状況でございます。

次に、５ページでございます。

同和奨学金の貸与額と、その返還のモデルケースを示してございます。国公立・私立、高校・大学の区分ごとに典型的・平均的な額をモデルケースとして掲げてございます。

例えば、一番上の国公立の高校３年間のみの貸与を受け、平成１４年度から返還が始まっているケースでは、平成１９年度以降、毎年２万１，６００円ずつ１５年分の債務が残っている状況でございます。その下の私立高校のケースでは、年額が１０万８００円になるということでございます。４段目の私立高校と私立大学の両方を受けられたケースでは、年額３１万６，８００円をあと１５年、債務が残っていると、そういった状況になるということでございます。

次に、６ページでございます。

同和奨学金の返還と自立促進援助金支給の関係を示した表でございます。横軸が奨学金返還の年度、従来の制度にのっとりまして、すなわち自立促進援助金支給の年度をあらわしてございます。縦軸は、奨学金貸与年度を何年度以前というあらわし方をしてございますけれども、言いかえますと、自立促進援助金の新規の、初めて支給を受ける年度ごとに縦に順番に並べているものでございます。

例えば、上から６行目で見ますと、平成１２年度以前に貸し付けた奨学金につ

いて、平成13年度から返還が始まった分、その方に対する自立促進援助金の支給が横へずっと20年間継続する、そういうことが示されているという表でございます。

この表の横軸で見たときに、平成9年度から平成14年度分までの援助金の支給についてが、いわゆる1・2次訴訟として訴訟となったところでございまして、その表のうちの三角形、厳密には変形の四角形でございますけれども、そこで囲まれた部分、すなわち横軸で13年度及び14年度で支給した援助金のうち、縦軸で見たときに平成13年度以降に新規に支給した分、これの一部が違法とされたということでございます。その上の部分、すなわち平成12年度以前から援助金の支給を既に受けておられた方への支給については、違法とは言い難いという判断がされたところでございます。

その隣の15・16年度の支給分については、現在、地裁判決が出ておりまして、地裁判決で裁量の逸脱があるとされた範囲と注記してございます変形五角形の部分、下のほうでございまして、すなわち平成14年度以降に新規に援助金を支給した方について、一律に援助金を支給したことが違法とされてございます。さらに、その右側の17年・18年度分の支給分につきましては、現在、地裁で係争中でございます。

真ん中に、縦に大きく太線が引いてございます。この右側部分が、平成19年度に予算を執行しなかった分を含めまして、いわゆる自立促進援助金の未支給分、言い換えれば奨学金の返還が今後必要な分でございます。その全体の額につきましては、先ほど申し上げましたとおり、約40億7,000万円でございます。そのうち1・2次訴訟の高裁確定判決で一律支給が違法であるとされている平成13年度以降に新規に援助金を支給している方の今後の分というのは、約28億円でございます。

ちなみに、3次地裁判決の考え方でありまして14年度以降の新規支給分では、これが約25億円、5次監査の考え方でありまして14年度以降の貸付分で見ますと、約12億3,000万円ということになってございます。

次に、7ページでございます。

奨学金貸与者の世帯収入についてのデータでございます。7ページは、同和奨学金を貸与する時点で実施しました所得判定に基づく世帯収入の推移を示してご

ございます。なお、世帯人数等はまちまちでございますが、このデータでは世帯の収入ということで、世帯人数については考慮されておられません。このデータのうち、平成16年の世帯収入といいますのは、平成17年度に調査を実施したものでございまして、改正要綱に基づきまして返還の所得基準を新たに設けて以降でございます。その結果、900万円以上の部分が減って、700万円未満の世帯が増えているという状況になってございます。

8ページでございます。

8ページは、改正要綱、16年3月に要綱を改正した以降の新しい要綱に基づきまして、返還時には所得判定を導入するという旨をご説明させていただいた上で貸与した方への、奨学金の返還時に実施した所得判定に基づくデータでございます。

平成16年の所得というのは、平成17年度に実施した所得判定に基づくものでございます。16年度からの要綱適用ですので、16年のデータには返還1年目の方ばかり、平成17年のデータでは返還の1年目と2年目の方、18年のデータでは返還1年目から3年目までの方が含まれております。

次に、9ページでございます。

同和奨学金の返還免除基準に関連するデータでございます。モデル的な世帯ごとに、現行の自立促進援助金支給基準となる収入限度額と、それを国奨学金の返還免除基準に当てはめた場合の収入限度額を示してございます。

例えば、下から2段目の本人、配偶者と子供2人のケースですと、現行の自立促進援助金の支給基準では727万円が限度額になります。これを仮に国奨学金の返還免除基準に当てはめると、494万7,000円、約500万円弱ということになります。

また、現行の自立促進援助金支給基準というのは、世帯のうちで最も所得の多い方、いわゆる最多所得者の収入によって判定をしておりますけれども、国奨学金の返還免除基準では世帯収入、世帯全員の収入で判定をされるといった相違もございます。

10ページでございます。

これは、国基準を当てはめた場合に、返還対象者がどのように変化するかというのを試算したものでございます。上のほうの表につきましては、現行の改正

要綱に基づきまして自立促進援助金の支給に際して所得判定を行った結果、所得判定そのものを辞退された方もおられますが、その方を含めまして、表の右端でございますが、返還者の割合、各年度とも約 15% が自立促進援助金の支給対象外、すなわち直接奨学金の返還をしていただいている割合になるということでございます。これを国基準に当てはめて試算してみたものが下の表でございます。その結果、50% 弱の方からは、今後、直接返還をしていただく必要があると、そういうことになるというデータでございます。

データについては、以上でございます。

続きまして、自立促進援助金制度の見直しに関する素案についてご説明をさせていただきます。A4 の 1 枚ものでございます。

初めに、自立促進援助金制度の現状と見直しの必要性について掲げてございますが、これまでご説明しておりますとおり、訴訟等の経過を踏まえまして、平成 19 年度の予算を執行せず、20 年度予算の計上を見送ったところでございます。その結果、同和奨学金が未返還の状態となっており、今後も特段の措置を講じなければ、20 年度以降も同様な状態となると。したがいまして、早急に今後どうしていくか結論を出して、奨学金の返還手続を行っていく必要があるという状況にございます。

見直し案として考えられる組み合わせでございますけれども、どれも一長一短というふうに考えておりますけれども、いろいろな条件から勘案いたしますと、まず、すべての対象者、すべての奨学金貸与者について所得判定を実施するという、これを A 案と表記をさせていただいております。

その次の B 案、B' 案は、1・2 次訴訟あるいは 3 次訴訟の判決の考え方に従って線を引くというものでございます。B 案は、3 次訴訟、地裁判決に準拠した平成 14 年度以降の新規の援助金支給者を対象に所得判定を実施する。B' 案は、高裁判決の平成 13 年度以降のところ線で線を引くというものでございます。そして、C 案は監査意見に基づきまして、平成 14 年度以降に貸与した分について所得判定を実施していくという、おおむね 3 ないし 4 の案が考えられるというところでございます。

まず、A 案でございますけれども、すべての奨学金貸与者について所得判定を実施するということにつきましては、我々といたしましては、1・2 次訴訟の高

裁判決で平成12年度以前から既に援助金を支給していた方に対しては、「受益者に予測外の不利益を与えるおそれがあることから、行政は自ら設定した裁量基準を尊重すべきであり、これに自ら拘束され、裁量の幅が収縮すると解すべき場合もあるというべきことも考慮されるべき」と判決の中でされているということが問題にかかわってくると思っております。

すべての貸与者について所得判定を実施する場合は、その対象者を過去に遡れば遡るほど、制度変更について理解を得るのが困難になろうというふうに考えてございます。また、この案では、判決が違法としなかった部分にまで踏み込むということになりますので、場合によれば法的な争いも起こるのではないかと危惧しているところでございます。

次に、裏面に行きますけれども、判決の考え方に従った案、B案ないしはB'案でございます。この案をとった場合につきましては、これまでからのご説明させていただいておりますが、同じ年度に奨学金の貸与を受けた方の返還の時期の違いによって不平等が生じるということでございます。この点につきましては、先の研究会においては、一定やむを得ないのではないかとのご意見も頂戴しているところでございます。

それから、仮にB案、平成14年度以降という案をとった場合、先の1・2次訴訟で違法とした範囲のものについて、何らかの措置をとる必要があるのではないかと。逆に、B'案をとった場合には、3次の地裁訴訟が違法としなかった部分については何らかの措置が必要であろうというふうに考えているところでございます。

監査の意見に従ったC案をとった場合につきましては、これまでの判決に抵触することとなりますので、判決に抵触する部分については何らかの措置を少なくともとる必要があろうということで考えてございます。

次に、所得判定基準の在り方についてでございます。研究会や委員会でもなかなか参考になる案が2つしかないということでございましたが、申しわけございませんが、現状も2案しか提示できない状況にございます。A案は、現行の基準、旧日本育英会、日本学生支援機構の奨学金貸与基準を引き続き使うという案でございます。そして、B案は、国奨学金の返還免除基準、これが生活保護基準の約1.5倍でございますけれども、これと同基準を適用するというものでございます。

A案を適用する場合につきましては、現行基準は違法とは言われていないものの、基準が緩やかであるということが判決の中で言われている。あるいは、監査からは基準を見直すように意見をされたということとの兼ね合いで、A案を引き続き採用するというのは困難を伴うというふうに考えております。

B案をとった場合につきましては、先ほどモデルケースでご説明いたしましたけれども、現行基準から見ると相当厳しい基準になるというところが、ひとつ問題になろうかというふうに考えてございます。

事務局からの説明は、以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【新川】 どうもありがとうございました。

ただいま資料、それから事務局案ということでご説明をいただきましたけれども、委員の皆様方からご質問など、ございましたらお願いしたいと思います。

それでは、早速、議事のほうに進ませていただいたのでよろしゅうございますでしょうか。

ただいま、いろいろと参考資料、データもご提示をいただきました。それから、事務局試案ということでございますけれども、自立促進援助金制度の見直し素案をいただきました。これにつきまして、委員の皆様方からご意見を頂戴してまいりたいというふうに思いますが、少し前回の総点検委員会でもご議論がございました。また、前回の当研究会でもご議論がございましたけれども、そもそものところ、同和奨学金貸付の制度、それから自立促進援助金制度そのものについて、これをどう評価するのか。

そして、もちろん奨学金制度自体が既に終結に入っているわけでありますけれども、この自立促進援助金制度そのものを今後どういうふうに見直しをしていくのか、このあたりについて少しご意見を最初にいただければというふうに思います。それが前提として、あと、おそらくこの事務局の見直し素案の位置付けということも出てくるのではないかとというふうに考えておりますので、少し援助金制度それ自体、これをどういうふうに評価をし、そして今後どんな方向で見直しを考えていくのか、このあたりからご意見をいただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【中坊】 市当局側からいろんな案が出されておりますけれども、基本的にやはり自立促

進援助金制度そのものについて、私は端的に言えば、廃止するという方向でやっぱり考え直す必要があるのではないかと。

と申しますのも、要するに援助金制度そのものは昭和59年から始まって、もう24年間も継続しておる案件ではありますが、根本的に見て、いわゆる従来の給付という形をそのまま残そうという意図のもとに、制度そのもののつくられた趣旨はよく理解できるんですけれども、運用において、基本的に貸付と、いわゆる援助金を同時にやるというような非常に異様な運用が長期間行われる過程の中において、現在、判決でも言われています裁量の範囲逸脱というような行為になっておるわけでありまして、自立促進援助金制度そのものを私は廃止をして、抜本的に考え直す必要があるのではないかと。

そういうことを前提といたしました場合に、当然のように返還困難な方というものについてどう考えるのかという問題があるわけでありまして、それは、いわゆる国の奨学金については、現に行われておりますような免除制度というものがあるわけですから、免除制度というのを市の同和奨学金にも同じように適用すればよいのではないかと。いわゆる奨学金と免除という形だけの、シンプルな形にしてやるのがいかななものかと。そういうことにすれば、いわゆる生活保護の1.5倍という免除基準というものをそのまま適用して、免除の範囲を決めるということになり得るのではないかとというような気がいたします。

さらに問題は、そういうふうに抽象的に、あるいは抜本的に基本的なことを言うたとしても、現実には、それじゃ、それをいつから廃止を考えるのかということが極めて問題ではないかという気がするんです。今、やっぱり市当局側としても、やっぱり現在、平成19年度から予算執行を停止すると。平成20年度は援助金、予算も得られてないという異常な状態。別の言い方をすれば、奨学金をもらっても返還手続とか返還行為が行われていないという異常な状況を考えあわせたときに、その異常な状態を早急に回復しないといけないのではないかと。

したがいまして、理論的には、私は少なくとも平成19年度の予算の計上をされてない。18年度までは援助金が支給されている。別の言い方をすれば、平成18年度までは返還が行われてしまっておるというふうになるわけですから、それは手はつけられんのではないかと。いわゆる返還が行われていない平成19年度に遡って廃止を実行するということも、私は理論的には可能ではないかと。しか

し、それが果たしてよいのか、いわゆる平成20年度からやるべきか。あるいは、一般に法律というものはそういうことを、要綱に基づいて行われているような行為を、それに遡って変革するというのは普通はあり得ないことではあるので、普通は廃止なら廃止ということを決めてから後に、何年かの経過措置をもってやるというのが一般的なんですから。

しかし、本件の場合は、先ほど言いますように、市の奨学金あるいは援助金問題について、そのように裁量の範囲を超えた補助金行政の在り方は、根本的に間違っているというような指摘を受けた以上は、私は平成19年度まで遡ってやることも可能であろうかと思えます。ただ、そういうことは非常に影響を与える範囲が大きゅうございますし、これはやっぱり市当局側と議会等も、そしてまた、何にも増して地区住民の方々、あるいは一般市民の方々の意見も聞かないけないし、我々の全体の委員会の中で、皆さんでよく審議をしていただかないと決められないことではないかと。

しかし、今、ここで今日、述べられておりますような、いわゆる援助金を出すことを前提にして、所得判定が行われてなかったということだけでの素案を幾つか直してきましたも、結局やっぱりそれには限度があるというふうに思えますので、むしろこの際、抜本的に援助金制度そのものを廃止するという方向も、我々研究会としては全体委員会に提案をしていく必要もあるのではないかなと。そして、全体委員会の中で、そういう問題についても皆さんでご議論いただき、しかも先ほど言いますように、いつの年度からそれで廃止しようとするのかというような点も含めまして、私としては全体委員会の中でご審議いただく。

その前に、まず我々、研究会の中で、そういう点に関する意志統一も図っておかないと、個人ばらばらというわけにもいかないのではないかと。そういう意味では、今日出された検討素案とはかなり違うんですけど、一応ご検討いただいたらと、このように思います。

【新川】     ありがとうございました。

今、中坊委員からは、この制度そのものが、特に当初の趣旨は、それはそれとして大変重要な価値を実現する、そういうものだったけれども、時とともに変化をしてきた中で、やはり補助金としての性質、実際の運用実態等々を含めて非常に問題の多い状況に立ち至ってしまっている。そのことを踏まえて、従来の制度

を評価はするけれども、援助金制度それ自体については、まずはこれを廃止するということを明確にしてはどうかということ。その上に立って、それでは現在の援助金の仕組み、そのままやめてしまうと、これはこれとして社会的に大きな影響がございますので、そうではない、それにかわる仕組みをどうつくっていくのか。このあたりについては、奨学金の免除制度ということを考えていかないといけないということ。

それから、その免除制度にあわせて返還を請求していくということについては、年数の点についてはいろいろご意見がございましたけれども、これも根本的に考えていく必要があるということでご意見をいただいております。

このあたり、安保委員はいかがでございますか。

【安保】 貸与制に変わったときに、今までの給付制を維持するために自立促進援助金をつくったと。ですので、もともと制度的に非常に無理のある制度をつくられたというふうに思います。ただ、当初は進学率、それから家計の状況等からすれば、一律に運用されることについてそれなりの妥当性があったし、市民についても、それについて一定、大きな問題、社会的な情勢もそうだったと思うんですけども、取り上げるまでにはなかったと。

ただ、やっぱり給付制を維持するためにこういう制度をつくって、漫然とその制度を運用してきて、社会は変わってきた。そういう中で、今回、高裁判決が確定いたしましたし、地裁の判決も出たという状況の中で、こういう問題のある制度をそのまま続けて、自立促進援助金の制度をいらってこの制度を続けていくというのは、もともとの制度のつくったところの問題点をそのまま維持することになるのではないかと思います。

そもそもこの奨学金の制度というのは、教育の機会と職業選択の自由を保障するという制度であれば、奨学金の趣旨からいえば、返還の時期を迎えたときに、それでもまだ所得の面で困難な事情を抱える場合に、奨学金の制度そのものからしたら免除を考えると、そういう制度で実際に困窮されている方について、さらに返還を求めるといふことにはならないのではないかと思います。そういう制度立てができるんだというふうに思うんです。

ですので、このわかりにくい、多分市民の方もかなり注意深く聞かないと、奨学金と自立促進援助金との関係というのがわからない。そういう制度を残される

よりは、もう貸与は終わっていますけれども、奨学金の制度の中で返還のときに実態的に判断をして、その実態的な範囲についても市民の方が一定理解できる、返還を求めるについて、そこまで返還を求めるのは非常にもともとの趣旨に反するのではないかと思われるような範囲で基準を決めるべきだというふうに思います。

ただ、ずっとやってきた制度なので、やめたときにどういうふうに後始末というか、それをするについてはかなり注意をしてやっていかなきゃいけないと思います。やってきたことを遡及してやれるものならば、そんなうまい方法があればいいんですけども、なかなか行政がやってきたことについて遡及して、かなりの前に遡るというのは非常に難しいだろうというふうに思いますので、ただ、できるだけ早急に廃止をして、それで遡及できないところについては違う手立てで解決を図るべきだというふうには考えます。

【新川】     ありがとうございました。

基本的には、ポイントの1つは、現状の自立促進援助金制度をとにかく廃止しようということ。ただし、廃止に伴って、当然、援助金がなくなったからといって、直ちに返還義務のある方にすべて自動的に返還請求が行くのかというと、そうではなくて、それぞれの経済事情に応じた返還免除という仕組みを導入して、具体的な個別の問題には対処をしていく必要があるというのが大きな方向としてご議論をいただけたかというふうに思います。

いずれにいたしましても、両先生からもありましたように、貸付をするということと、それからその返還に際して補助金を支給するという、この二本立ての制度をなお一体的に運用してきたということについての無理というのが、ここに来て、貸付金の返還に当たって援助金、補助金が自動的に給付されるという仕組みが長い年月、運用されてきたということの矛盾というのが、特に司法のご判断もあって、一挙にこのところ、それが露呈をされてしまった、そんなところがあるのではないかというふうに私も感じております。

もちろん両先生からありましたように、私自身は援助金制度を、そもそもの当初のねらいということについては、これはやはりその時代の中で必要でしたし、大いに地区の改善に貢献をしてきたのではないかというふうに思っております。その意味では、役割は大きかったというふうには考えますけれども、その後の社

会・経済情勢の変化の中で、こうした制度を当初つくったまま漫然と運用し続けた、これは安保先生からそういうご指摘がありましたが、そのことについてはやはり管理をする側、管理権者としての義務を怠ってきたのではないかと、そういうことも感じられてならないところがございます。

今、特に国の法律が廃止をされた後、年数を経た今日の段階、廃止をされてから7年近くが経っているわけでありますが、今の時点から見れば、やはりこの制度そのものに相当無理があった。しかもこの間もそれを、特に平成18年度までは運用されてきたということについては、これはやっぱり大きな問題があったということだろうと思っております。

とりわけ自立促進援助金だけの性質ということを見ていったときにも、これは補助金でございますので、逆に言うと補助金支給という点では、中坊先生からもご指摘がございましたように、明らかに適切な裁量の範囲を超えた補助金の支給、一律支給をしてしまっているということでございました。少なくともこの一律支給を続けてきたこと、その原因をこの制度自体がつくってきたということについては、やはりこれまでの訴訟判決でも指摘をされているとおりでありまして、この点は速やかに違法状態を解消するような、そういう手立てがとられるべきではないかというふうにも思っております。

なお、安保先生から少しございましたけれども、もう1つ、私たち、考えないといけないのは、京都市民の皆さん方がどういうふうにこの問題をご覧になるかということでありまして。おそらく制度創設の当初、特に給付から貸与に変わった昭和59年あたりからの事情、そのあたりの段階では、まだまだこの制度に対するご理解も得られる状況にあったのではないかと。それは、先ほどありました進学率等々も含めてでございますが、そういうご意見もありましたけれども、そういう社会情勢そのものは、その当時、おそらくこの制度を容認してくださるような、そういうところがあったのではないかというふうに思っております。

ただ、それがこの20年の間、それでは市民の方々が同じようにこの制度にずっと等しく理解をお持ちになれるかということ、これはやはり明らかに無理があるかというふうに思っております。今、市民の方々が感じておられる矛盾というのを私たちも同じように感じ、そして問題を解消するという観点でこの問題に対処をしなければならないものではないか、そんなふうにも感じているところで

ります。

大枠、少し、実際に事務局からお示しいただいた見直し素案は別にいたしまして、今後の大きな方向として、そういう援助金制度そのものをまずは廃止するというで考えていってはどうかということ。それから、それにかわる新たな減免制度を設けてはどうかということが2点目。3つ目に、今後の返還請求ということに当たっては、市民の皆さん方の共感が得られるような仕組みというのを考えていかないといけないという点。

それから、おそらく4点目に、そうはいいまして、個人の暮らしにかかわる問題であります。そして、法律上の権利義務にかかわる問題でもございます。慎重に適切な措置がとられるように、これも難しいですけど、このあたりが一応大きな論点といいますか、方向として両委員から示されたものではないかというふうに思っております。

なお、最初からお話をしておりますように、当然、今回のこの議論は貸付を受け、そして援助金の支給を受けておられる方々の違法、不当ということを議論しているのではなくて、あくまでも市の決定の問題を指摘しているということは、これは改めて強調させていただきたいと思います。そして、言ってみれば、市の貸付と返還時の補助金給付を一体のものという説明を信じて借り受けられた方々との信頼関係、これについては、それを十分に配慮した手立てというのを考えていかなければならない。今後の対策にいたしましても、そこへの配慮というのを欠くことはできないだろうというふうには考えてございます。

そんなような方向づけで、両先生、よろしゅうございますでしょうか。

【中坊】 まず、何はともあれ、これは研究会、我々、内部のあれですから、基本的な方向が違う、廃止という方向について、やはり全体会の中で承認いただいて、また我々研究会でもさらに細部を詰めていくことではないかと。だから、抜本的な見直しというか、廃止という方向について、まず全体委員会の了解が得られるかどうかというのが、まず第一の問題ではないかというような気がいたします。

【新川】 もちろんここは研究会の場ですので、研究会としてどういう方向での議論があったかということでございまして、これは総点検の委員会のほうで、本体委員会のほうで当然結論は出していただく。本体委員会もあくまでも市長への答申という、そういう役割ではあるんですけれども、結論はご指摘のとおり、我々として

の議論の結果を総点検委員会のほうにお示しをして、総点検委員会としてのご結論をいただくということではありますが、今日のこの場につきましては、制度廃止、そして新たな免除制度の創設、それから現在の違法とされている状態の解消。ただ、その際に様々配慮しなければならない事情があるということについては、先生方、よろしゅうございますでしょうか。

【中坊】 特に廃止の時期をいつまで、どうするのかという。

【新川】 そこがこれから議論を少ししていただかないといけない点かというふうに思っております。

【中坊】 まず、基本のラインが全体委員会の中で承認されたら、さらにその辺をもう少し煮詰めていかないと、単に言い放しというようなことではいけないし、あまりまた何から何までがちがちというのも、これはおかしい話ですし、というような気がしますね。それから、考え方としては、私個人の意見も1つ、研究会としては、いつから遡ってやろうとするのかというような点も対象にはしていただく必要があるかと思えますけど。

【新川】 その点では、今、逆に基本方針を本体委員会でお認めいただいた後、具体的な提案、具体的な返還の時期とか、どう遡るのかといったような、そういう議論ということでございましたけれども、前回の総点検委員会でも委員の方々から、そろそろ具体的な見直しの案を出せというお話もございましたので、今日、それに対応する形で当研究会に事務局試案が出てございます。

少しこちらのほうのご議論をいただくことで、若干、先取りになってしまうかもしれませんが、総点検委員会にご報告を申し上げる際の、事務局としても何か出さないといけないというお立場でございますので、当研究会としても少し内容について検討し、可能であれば当研究会としてのご意見も申し上げるということもあってもよろしいのではないかというふうに考えております。

もしそれでよろしければ、少しこの見直し素案で提示をされておりますような対象の範囲、どういう時期から考えるのかといったようなところについて、少しご意見をいただければというふうに思っております。

【中坊】 今日の事務局が出していただいた案は、要するに援助金制度を存続させることを前提としての見直し案ではあるかと思うので、そういう意味では、援助金制度そのものを廃止するという案からいえば、ちょっと次元というか、方向が少しあ

れだという気もいたしますので、基本的にそういう点について、廃止という方向が全体委員会でも承認されるかどうか。私は特にその点で気になりますのは、やはり平成19年度からの予算が執行停止とか、別の言い方をすれば返還されてないわけですね。そういうような異常な状態が長期継続するということは、市の行政全体にとっても決して好ましいことではないというようなことも思いますので。

それは、やはり非常に緊急性を持った、今のいわゆる委員会全体の中においても、特に急ぐべき事項じゃないかという気がします。だからこそ、我々のこういうふうな研究会も早期に第2回をつくっていただいて、このような活動をしているわけですから、やはりそれについては最終の意見書を待つまでもなく、これだけの意見を先に出してしまわないと、僕は問題じゃないかという気がいたしますので。

そういう意味においても、この問題は急いで全体委員会にかけていただいて、あと方向性を決めていただいて、それから最後の問題を考えていくということが必要ではなかろうかというような気がいたします。

【新川】     ありがとうございます。

確かに中坊委員，ご指摘のように，事務局案というのは必ずしも廃止という前提に立って見直しを提案されているわけではないということはあるかと思いますが，廃止をするといたしましても，いずれにしても免除制度を導入することになり，したがって所得判定をどうするのか，どの範囲でやるのかという議論がおそらく出てこざるを得ないということにはなります。そのときの基準の1つとして，この事務局試案のABCをご覧いただければというのがまず1点目。

それから，2つ目に，これは中坊先生，おっしゃるとおりで，19年度の返還請求がそもそもされていない状態と考えてよろしいわけですね。したがって，当然，援助金の支給もされていない，こういう状態が19，20と続いている。ある意味では，市のほうが本来請求すべきものを請求していないという非常に問題のある，要するに不作為の違法の状態に事実上はあるということもございまして，このところ，もちろん自立促進援助金を出せないという事情のもとでそうなっているということがあるのですけれども，早急にこの問題のある状況というのを解消しないといけないということが大きな論点だという，これはご指摘のとおりで

あります。

翻って、私どもの議論というのも自立促進援助金制度については早急に総点検委員にもお諮りをして、できるだけ早い時期に解決の方向をお出しするということが必要なのではないかというご指摘で、私も同感のところでございます。

それらも踏まえまして、少しどういう年限、どういう対象の方々について、援助金制度廃止を前提とした上で、なお免除制度を踏まえた所得判定をどういう範囲で考えていったらいいのか、このあたり、少しご意見をいただければと思います。

安保委員、少しお願いします。

【安保】 既に確定している判決、それと地裁判決ですね、それについては援助金支給についての判断ですけども、返還について、所得判定をしないことについての助成の裁量権の乱用があったかどうかという問題ですので、返還請求するときの免除規定をどの範囲の人に適用すべきかというところと、パラレルに並行して考えることができるのではないかと思います。

そうすると、既に確定している判決というのは、平成13年以降に、これは新規に援助金の支給だから、それを読みかえると、平成13年度以降に初めて返還時期を迎える方について所得判定をしていくということが、どうして返さなければいけないのかというふうに言われる方についても、判例、判決の考え方というのは実態的な判断もした上での判決ですので、説得できるのではないかというふうに考えます。

ただ、第3次訴訟の地裁判決が平成14年度以降というのは、同和施策の終結以降ということにされているんですが、まだこれは確定したわけではないというところもありまして、既に確定した判決の考え方というのをやっぱり尊重すべきではないかというふうに考えます。

そうすると、それ以前に既に返還時期が来られた方についてはどうすべきかという大問題が残りまして、それについて判決を読むと、判決は行政が長年、こういうことを続けてこられたことに対して、いきなり乖離した施策をすることについて、行政としてはそういうことはすべきではないというふうな考え方をもって、それも一定、納得できることがありますし、返さなくていいという形でやってこられた方に対して、いきなり返還しろということについて、前回の全

体委員会でも委員の方々がその問題について、いろいろご意見があったというふうに思うんです。

ですので、いつかの時期に切らなければいけないのであれば、13年度以降に新たに返還時期を迎えた方というので、免除の規定を設けて審査をしていくというのが一番納得しやすい考え方ではないかと思います。

【新川】 ありがとうございます。

いかがでございますか。

【中坊】 私も基本的に安保さんのおっしゃるとおりだと思うんですけど、ただ形式的なことやけどね。我々は、あくまで同和行政の終結後ということになりますと平成14年度ということにはなるわけですから、いずれにしてもその辺がまず1つのメルクマールになるということはあるのでしょうかけれども、基本的にやはり大きな前提として、長年やってこられた市の行政、それによるものを信じられた人というものに対しての配慮ということは、やはりどうしても必要な1つの視点ではないかという気がいたしますので。

それと、本来、先ほど私も言いました、時期の問題と配慮をどうやるかは、適法とか違法とかいうことじゃなしに、まさに裁量の問題だと思うんです。だから、これはやっぱり市民の一般的な見識に問われるところでもありますし、全体委員会でも十分審議されることではないか。それで、安保さんの言われるように、その判決ゆえに13年度というのが1つのメルクマールになるというのも、1つの見解だと思います。

【新川】 ありがとうございます。

やはり確定した高裁判決は、それなりに重いというのが私自身も感じているところでありまして、しかし、制度そのものを忠実に見れば、13年度末をもって法律は廃止されているということがありまして、ここが論点の1つとしては非常に悩ましいということがございますが。ここは、また少し総合的にご議論をいただければと思いますが、おそらく援助金制度ということではなくて、新たに我々が是非検討をいただきたいというふうに考えている免除制度を適用する対象としては、平成13年あるいは14年以降の新規の、かつ旧制度の支給対象になっていた方々という点では一応大まかな一致は見たということで、これは当研究会としてはそういう議論があったというふうには言えるかと思います。

今日の事務局の試案で、一応A案、C案、全部所得判定をしようというので、すべての対象者をやろうというA案。それから、14年度以降の新規の、14年度からお貸しをした部分について所得判定をしようという、住民監査請求に係る監査結果の監査委員のご意見に従った案というのもありましたが、これについては特にお話ごさいませんでしたので、当研究会としてはB案かB'案ということで理解をしてよろしゅうございますでしょうか。

それから、もう1点、悩ましいのが、これは前回の研究会でも議論がありました。それから、前回の総点検委員会でも、事実をきちんとデータを出して議論するようにということでご意見を賜ったところでもありましたけれども、所得判定基準についてでございます。これについては、今、国の奨学金返還免除基準、生活保護基準の約1.5倍という基準が出てございました。これに対して、平成16年3月に改正をされました京都市の要綱では、日本学生支援機構の奨学金貸与基準を採用して現行基準というふうにしてございます。

これにつきまして、既に平成16年の要綱改正で採用された基準については、緩やかであるということについては所々で指摘をされているところでありますし、監査委員からは、この基準を見直すようにという、勧告ではなくて意見をいただいているという状況でございます。この所得判定基準につきましても、少しご意見をいただければと思います。

なお、具体的にこの所得判定の基準に従うと、どういう対象者の方々が返還をしなければならないかとか、そういうことについては、今日の横長の資料の9ページ目にその資料がついてございます。そこに国奨学金の返還免除基準、これが国のほうの基準でございます。それから、もう1つの基準が非常に緩やかだというふうにされております当援助金支給の基準が右側の2つ、高校・大学のそれぞれでございますが、こういう状況でございます。

なお、7ページ、8ページには、返還調査での世帯収入の推移について、それぞれ資料をつけていただいております。また、10ページ目には、仮にですけれども、この返還免除基準というのを、10ページ目の下側の2のほうの表にありますように、国の奨学金返還免除基準というのを従来の援助金の対象者に当てはめた場合にはどうなるのかという、そういう返還者の判定結果の数字。これは、もちろんシミュレーションで、仮にこういう条件だとどうなるのかということで、

国基準でやっていただいた結果であります。

従来基準ですと返還者15%前後であったものが、40%台、場合によっては50%近くになるというような、そういう数字も出てございます。このあたりも参考にさせていただきながらご意見を賜ればというふうに思っております。

【中坊】 私自身、あまり自信ないんですけども、単純に、ここにも書いてあるような奨学金返還免除基準が、国基準というのが、1つはやはり常識というか、1つの基本的な物の考え方ではないかと、私個人はそう思いますが、あまり自信ありません。

【新川】 ありがとうございます。

なかなか何が社会・経済的に見て公正な数字なのかというのは、本当に自信がないところですが、国基準というのは確かに大方の方にご了解をいただくときの、1つ、目安にはなるということがあるかと思いますが、ちょっと難しい。

安保先生、もし何かありましたら、難しいですけど。

【安保】 現在の自立促進援助金の支給基準って最多所得者の収入でしているので、非常に世帯全体の収入はわからないというところがあって、なかなか実態がよくわからないのですが、一応国がそういう奨学金の免除基準を持っていて、国に倣うのが妥当なのかなというふうにも思いますし、この金額を見て、5ページの返還計画の、毎年返していく金額を見ていくと、世帯の状況にはよるだろうけども、私立に高校・大学と行くと返済額がちょっと大きくなるので。ですけど、国公立で来られた方だと、そうどの世帯にとっても返還に対しては大変なことではないのではないかというふうにも思います。

ですので、これは全体委員会で委員の先生方のいろんなご意見を聞いてみたいなというのが。

【新川】 そうですね。我々だけで議論するには、ちょっと重過ぎるというところもあるかもしれません。一応、難しいんですが、そのあたりは中坊先生も。

【中坊】 確かに国の基準というのがありますと、それに違うやつをつくるのだったら、それだけの理由がまた必要ですからね。そういう意味では、僕も大変自信はないんですけども、一応そういう国の目安があるから、それを基準にされたらという程度でして、もっとよく私も皆さんの意見を聞かないと、先ほど言うているように、私自身も自信はないし、やや厳しいかなという感じはしないわけじゃない。

いわんや本件の場合、私のような意見みたいな、もし全体委員会であれば、免除基準そのものになってくるわけですから。だから、その場合に、やはりこれでいいのかという感じは、正直言ってしますけど、同時にそれだったらこういうべきだという数字が私個人としては出せないものですから、やっぱり国の基準というのが1つの基礎にはなるのではないのでしょうか。

【新川】 なかなか当委員会として、こういう意見の一致を見ましたと言うには、ちょっと国基準でやれというふうには言いにくいというところがあります。私自身もうも国のこの、そもそも1.5倍の0.5倍分というのは一体何なのだろうかというのも、とても疑問なところがありまして。ただ、国でそういうふうに行っていたおかげで、それが1つ、手がかりにはなっていてありがたいのでありますけれども、本当にそれでいいんだろうかという部分については、ちょっとよくわからないというところがあります。

ただ、現実には世帯収入のモデルだけ拝見していると、これぐらいでもいいのかなという感覚もなくはないというところがありまして、ここはちょっと難しいのですけれども、私どもとしては一応、国基準というのを中心的に議論はしたけれども、確信が持てるような、そういう議論はできなかったということでここはおさめさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

安保先生、どうですか。

【安保】 日本学生支援機構のこれ、貸与基準なので、ちょっと基準として比べようがないというところがあるんですね。

【新川】 というよりは、そもそも学生支援機構の基準を使うということ自体が、基準を使う際のやり方として問題があって、要するに免除基準ではなくて、学生支援機構の場合、この基準でもって貸し付けるわけでありますので、そうすると逆に非常に緩やかな貸付基準でもって返してもらうということが前提になるような、そういうお金について、実はそれを実質免除の基準にしてしまったということになってしまいまして、これはちょっとまずいということがありますので、この基準はとれないということかもしれませんね。

【安保】 育英会も返すときにそういう免除とか猶予の……。

【新川】 もちろんあります。ただし、今は育英会のお金は、基本的には貸付が中心というか、学生支援機構になって貸付制度になっておりますので、成績のよしあしと

か、一定割合の方には免除がありますし、それから所得の低い人に対しては生活保護に準ずる形になりますが、それは当然、返還猶予ということになります。ですから、市の16年の基準については、やっぱり議論があらうかというふうに思っています。

【安保】 私自身、奨学金を返すときはやっぱり、全体会でも山下委員が返すの大変だったという感じで、皆さん、多分、奨学金を返すのは大変な思いをして返している方が普通だというふうに思いますので、その感覚も大切にしなきゃいけないなと思っています。

【新川】 ありがとうございます。

すみません。予定をしておりました時間、今日は17時30分ぐらいまでということで時間をいただいておりました。今日は事務局でいろいろ案をつくっていただきましたが、まず、当研究会として総点検委員会のほうにご報告を申し上げる点といたしまして、1点目は、やはりこの援助金制度については、これを廃止したらどうかというご提案を当研究会の結論としては出させていただきます。

それから、2つ目に、この貸付金についての返還の免除制度というのを新たにつくってはどうかということ。それから、3つ目に、返還を求める免除制度の所得判定をさせていただく範囲については、結論、私どもとしてのどっちかというのは出ませんでした。平成13年あるいは14年という高裁判決あるいは地裁判決というのが妥当なところではないかということでご意見をいただきました。

加えて、免除基準の金額について、これは事務局の案が出ておりましたけれども、これについては一応、国基準というのが1つ、手がかりにはなる。ただし、本当にそれでいいのかどうか、市民的な感覚からして妥当かどうかということについては、改めて総点検委員会本体のほうでもご議論をいただきたい、そういうようなご意見を頂戴したということでないかというふうに思います。

というような大まかな方向で、私どものご報告を次回、総点検委員会のほうにさせていただき、改めて総点検委員会でもご議論をいただくということにしたいということで、ただ、各委員からもございましたように、実際問題、これは貸付を受けておられて返還をされる方、特に平成16年度以降の方々についても、実は当初、所得判定基準が非常に緩やかであったものが、今度、厳しく改められてしまうということで、ある意味では当初の契約を大きく変更する話になってしま

うということで、法的にも、また社会的にも、何がどこまで許されるのかということについては議論をしなければならないかというふうに思っております。

また、中坊委員からもご指摘がありましたけれども、19年度に本来返還請求すべきものがされていないという、執行停止になっているということがございます。この19、今年も20年度も7月まで来てしまいましたが、この2カ年について、実際どういう扱い方ができるのかということ、これも非常に頭の痛いところであろうというふうに思います。

このあたり、まだまだ検討をしなければならないところが多々ございますけれども、今日のところは、まず大きな基本的な方針、先ほど一応の結論を出していただきました自立促進援助金制度の廃止ということ、それにかわる新たな免除制度の設置、創設、そしてそれに基づく返還に際しての所得基準の適用、平成13または14以降という点。

それから、返還の所得の基準について、厳しい基準で考えるほうがおそらく市民的な感覚に合う可能性があるが、これはご議論を賜りたいというような、そういう方向で一度総点検委員会のほうにご報告をさせていただき、また総点検委員会のほうで論点、さらに詰めるように、おそらく法的な問題も含めて整理をしなければならないところが多々あるかと思しますので、総点検委員会でもう一度方針をご確認いただいた上で、また必要に応じて当研究会で議論をしたいというふうに考えておりますが、そんなところで両先生、よろしゅうございますでしょうか。

事務局のほうから何かございますでしょうか。

【事務局】    ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから、少し補足的なお話でございますけれども、させていただきます。

本日、お手元に、今日ご説明いたしました資料とは別に、市民ウォッチャー・京都からこの間、追加の意見書を頂戴してございます。既に委員の皆様にはお配りさせていただいているところでございますけれども、本日、念のため配付をさせていただきます。

それから、今後の会議ですけれども、本日のご意見を踏まえまして、次回は第4回総点検委員会を開催ということになろうかと考えてございます。既に日程調

整のほう，着手させていただいておりますけれども，本来であれば第3水曜日ということで予定をしておったところでございますが，誠に申しわけございませんが，第3週はどうしても都合がつきにくい状況でございますので，7月の第4週を目途に現在調整中でございます。よろしくご了承いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

【新川】 どうもありがとうございました。

それでは，以上をもちまして，本日の研究会は終了とさせていただきます。どうも長い時間，ご協力ありがとうございました。

—— 了 ——